

神奈川県と損害保険ジャパン株式会社との
県内中小企業のBCP策定推進に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県内中小企業のBCP策定推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県内中小企業のBCP策定推進体制構築に寄与し、災害や感染症に強い企業体制を強化することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 県内中小企業へのBCP及び事業継続力強化計画の普及啓発に関すること
- (2) 甲及び乙が行うBCPセミナー等への参画に関すること
- (3) BCP及び事業継続力強化計画策定支援に関すること
- (4) 県内中小企業への事業継続に関する保険の普及啓発に関すること
- (5) その他、県内産業の振興に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、県内市町村や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第3条 甲及び乙が前条第1項の規定により協力を行うために要する費用については、双方協議の上決定する。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
取締役社長 西澤 敬二